様式第23号(その1)(第42条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

　年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市消防長

出雲市消防本部

消防署長　　　　　　　　　　印

特　例　認　定　取　消　書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法8条の2の3第6項第　　号に該当するため

は、同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

1　防火対象物の所在

2　防火対象物の名称

3　特例認定年月日・番号

4　特例認定の取消に理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号(その2)(第42条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　　　　　　号

　年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市消防長

出雲市消防本部

消防署長　　　　　　　　　　印

防災管理に係る特例認定取消書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条の2の3第6項第　　号に該当するため同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

1　防火対象物の所在

2　防火対象物の名称

3　特例認定年月日・番号

4　特例認定の取消に理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。